

既存添加物等申請支援事業実施要領

制定 令和2年3月31日食産第5886号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄のⅠの1の（2）のイの既存添加物等申請支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の7の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人若しくは事業協同組合又は法人格を有しない団体であって事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。

我が国の農林水産物・食品（以下「日本産食品」という。）の輸出を促進するため、その阻害要因となっている輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）の規制など

の課題の解決に向けた民間団体等の取組に対し、支援を行う。

本事業では、諸外国において我が国の既存添加物等の使用が認められることにより、これらを含む日本産食品の輸出を促進するため、事業実施主体が行う輸出先国の食品衛生管理当局との協議・調整、各種試験データの取得・分析並びに申請書類取りまとめ及び申請の実施に必要な経費（米国と EU への申請のために共通して活用できると見込まれるものに限る。）を補助するものとする。

なお、クチナシ青色素及びベニコウジ色素いずれも EU 又は米国に添加物としての使用許可の申請をすること（クチナシ青色素の米国申請については、令和 2 年度中）を要件とする。

（補助対象経費）

旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、設備改良費、印刷製本費、消耗品費、委託費、人件費等

第 4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和 2 年度とする。

第 5 採択基準

実施要綱第 4 の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- （2）事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- （3）事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

第 6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第 5 の 1 の規定に基づき、別記様式 2 により事業実施計画を作成し、事業承認者に提出して、承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第 5 の 2 の規定に基づき、事業実施計画の変更（2 の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第 8 の規定に基づく「補助金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができるものとする。

なお、別記様式 2 に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1のIの1の(2)のイの既存添加物等申請支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更（委託先の変更を含む）
- (5) 事業実施スケジュールの変更（1ヶ月以上のスケジュール変更が生じる場合）

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

4 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るために交付決定の前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、事業承認者の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した既存添加物等申請支援事業に関する交付決定前着手届（別記様式3）を事業承認者に提出するものとする。

- (2) (1)ただし書により交付決定の前に着手する場合においては、事業実施主体は、本事業の内容及び補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 事業承認者は、(1)ただし書による交付決定前の着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

第7 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施

計画（別記様式 2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業成果の報告

事業実施主体は、事業実施計画が第 4 に掲げる事業実施期間に完了しない場合、事業終了年度の翌年度から事業実施主体が輸出先国の食品衛生管理当局への申請を完了する年度まで、毎年度、事業の成果について、別記様式 4 により事業成果報告書を作成し、毎年度終了後 1 か月以内に事業承認者に報告するものとする。

3 外部有識者の選定

事業実施主体は、事業執行状況をチェックする外部有識者を選定しなければならない。選定された外部有識者は、事業実施主体と輸出先国の食品衛生管理当局との協議時に立ち会いを行うとともに、事業の進捗をチェックするため、事業承認者又は事業承認者に委任された者、事業実施主体との三者協議会を設置し、3 か月に 1 回以上の頻度で開催しなければならない。

第 8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第 12 に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副 2 部を交付決定者（交付要綱第 3 の 2 に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

なお、本事業では、交付要綱第 11 の規定に基づく概算払は原則として行わない。

第 9 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 輸出環境整備推進事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 6253 号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 廃止前の 2 に掲げる通知により令和元年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地

団 体 名

代 表 者 の 役 職 及 び 氏 名 印

既存添加物等申請支援事業特認団体承認申請書

1 団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の役職名及び氏名

4 設立年月日

5 事業年度（ 年 月～ 年 月）

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間 販売額	主要事業	備考

7 設立目的

8 事業実施計画の内容

9 特記すべき事項

10 添付書類

- （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（創立総会議事録写し等）
- （3）その他参考資料

別記様式2（第6、第7関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 の 役 職 及 び 氏 名 印

年度既存添加物等申請支援事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）
の申請について

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

- （注）
- 1 関係書類として別添を添付すること。
 - 2 変更、中止又は廃止の場合には、上記「第5の1」を「第5の2」とすること。
 - 3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略すること。
 - 4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
 - 5 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「年度既存添加物等申請支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別添

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
I 農林水産物・食品輸出促進対策事業 1 農林水産物・食品の輸出対策 (2) 輸出環境整備推進事業 イ 既存添加物等申請支援事業		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合 計						

(注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付要綱別表1の既存添加物等申請支援事業の項の経費の欄の区分により
記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

既存添加物等申請支援事業

1 事業の目的

(例) 米国当局（米国食品医薬品局）に対し、協議・調整のうえ〇〇色素の許可申請を行い、承認を得ることにより、〇〇色素を含む日本産食品をEUへ輸出することができるようにすることを目的とする。

事業の目的に加えて、事業の目標と成果を必ず明記すること。

事業の目標（達成すべき成果） (例) 米国において、〇〇色素を食品添加物として認可を受けるために必要な安全試験の調査・実施し、米国当局（米国食品医薬品局）との協議・調整のうえ必要な試験データとともに〇〇年までに許可申請を行うことを目標とする。
事業の成果（実績）

(注) 事業の成果（実績）の欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

2 事業の内容

(1) 食品衛生管理当局との協議・調整

実施時期	協議・調整内容	参加者	備考
(例) ・〇年〇月 ・ ・ ・ ・□月□日	〇〇のため、FDA担当官と協議を行い、方向性を確認する。 □□の結果を報告し、申請に必要な整理事項を確認する。	・〇〇 他△名 ・〇〇 ・□□ 他△名	

(注) 協議・調整内容については、米国当局の反応を幅広に想定しつつ、それにより協議・調整回数が大きく変化しないよう工夫すること。

(2) 各種試験データの取得・分析

試験の名称	実施期間	試験の目的	備考
(例) ○○○試験 ・ ・ ・ △△△試験 ・ ・ ・	年 月～ 年 月 年 月～ 年 月	米国当局が求める証明事項のうち、○○を証明するために○○試験を行う。	実施期間等の変動要因について記載

(注1) 各種試験を再委託する際には、備考にその旨記載するとともに、再委託先の管理体制等を記載すること。

3 事業実施スケジュール

2に記載の事業内容について、成果達成（既存添加物等の許可申請及び許可）までの複数年のスケジュール及び当該年度のスケジュールを詳細に記載すること。

(1) 成果達成までのスケジュール

(例)	2020 年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2021 年 1月	2月	3月
食 品 衛 生 管 理 当 局 と の 協 議 ・ 調 整			要求 事項 協議			試験 計画 協議			進捗 協議			申請 協議
各 種 試 験 デ ー タ の 取 得 ・ 分 析 ・ ○ ○ 試 験 ・ △ △ 試 験 ・			予備試験	→	本試験	→	病理評価	→	レポート作成	→		
					◇◇◇	→		●●●				
申 請 書 類 取 り ま と め ・ 申 請				規格案作成		とりまとめ 試験内容			とりまとめ 試験データ			申請

(2) 当該年度のスケジュール

(例)	2020 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	2021 年 1 月	2 月	3 月
食 品 衛 生 管 理 当 局 と の 協 議 ・ 調 整			要 求 事 項 協 議			試 験 計 画 協 議			進 捗 協 議			申 請 協 議
各 種 試 験 デ ー タ の 取 得 ・ 分 析 ・ ○ ○ 試 験 ・ △ △ 試 験 ・			投 与 開 始	結 果 解 析	本 試 験 準 備	本 試 験 投 与	剖 検	病 理 解 析	デ ー タ ま と め	論 文 作 成		
			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
					◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
申 請 書 類 取 り ま と め ・ 申 請				規 格 案 作 成		と り ま と め 試 験 内 容			と り ま と め 試 験 デ ー タ	規 格 案 作 成		申 請
農 林 水 産 省 と の 打 合 せ	打 合 せ 当 初			三 者 協 議 第 一 回			三 者 協 議 第 二 回			三 者 協 議 第 三 回		最 終 報 告

4 各事業細目の内訳

(例)

事業細目	事業費	内訳	事業の委託先	備考	添付資料
○ ○ 試 験	＊ ＊ ＊ 円	△ △ 分 析 ＊ ＊ ＊ 円 □ □ 評 価 ＊ ＊ ＊ 円	◇ ◇ 社 ○ ○ 社	○ ○ 試 験 の う ち △ △ 分 析 費 用 ○ ○ 試 験 の う ち □ □ 評 価 費	資 料 1
○ △ 試 験	・ ・ ・ 円				

5 添付資料

必要に応じて資料を添付すること。

別記様式3（第6関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

既存添加物等申請支援事業に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注1：「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。

別記様式 4（第 7 関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

「既存添加物等申請支援事業」に係る事業成果の報告について

既存添加物等申請支援事業実施要領（令和 2 年 3 月 31 日付け元食産第 5886 号農
林水産省食料産業局長通知）第 7 の 2 の規定に基づき、関係書類を添えて報告しま
す。

（注）関係書類として別添を添付すること。

(別添)

1 事業実施主体

(1) 事業実施主体の名称

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名

2 今年度の事業目標

3 活動内容

(注) 当該報告に係る年における活動内容を具体的に記載すること。

4 進捗状況

(1) 目標達成状況

(注) 事業実施年の取組に対する達成状況を記載すること。

(2) 目標達成状況の背景（要因分析）

(注) 事業を実施した成果を含め、具体的に記載すること。目標を達成できなかった場合についても、その要因を詳細に分析すること。

5 次年度以降の活動方針

(注) 上記分析を踏まえた次年度以降の活動方針について、具体的に記載すること。